明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府・総務五）　一
○農林水産省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産八）　八
〔告示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一二六）　九
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境五三～五五）　一〇
○少数生産車の型式を承認した件（同五六～七七）　一三
○少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件（同七八）　一四
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同七九～八六）　一五
〔公告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等　独立行政法人情報通信研究機構平成二十五事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事開始、司法書士名簿登録等関係　二九
地方公共団体　教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三五
会社その他　三五
会社決算公告　四五

府令・省令

○内閣府総務省令第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を次のように定める。

平成二十六年九月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表第一の一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第二項ただし書の日雇特例被保険者の適用除外の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　健康保険法による全国健康保険協会が管掌する健康保険（以下「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者若しくはその被扶養者に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

三　健康保険法による全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者証、被保険者資格証明書又は日雇特例被保険者手帳に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

四　健康保険法第五十一条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第二条　法別表第一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　健康保険法による被保険者（同法附則第三条の特例退職被保険者を含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務（前条第二号に掲げるものを除く。）

二　健康保険法による被保険者証、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、受給資格者票又は特別療養費受給票に関する事務（前条第三号及び前号に掲げるものを除く。）

三　健康保険法第五十一条第一項の被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務（前条第四号に掲げるものを除く。）

四　健康保険法第五十二条、第五十三条又は第百二十七条の保険給付の支給に関する事務

五　健康保険法第七十五条の二第一項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）の一部負担金に係る措置に関する事務

六　健康保険法第百六十四条の任意継続被保険者（同法附則第三条第六項の規定により任意継続被保険者とみなされる特例退職被保険者を含む。以下この号において同じ。）の保険料の納付又は同法第百六十五条の任意継続被保険者の保険料の前納に関する事務

第三条　法別表第一の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による被保険者若しくはその被扶養者に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

二　船員保険法による被保険者資格証明書に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三　船員保険法第二十七条第一項の被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務